

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定のうち、別表に掲げる「非開示とすべき情報」の部分を非開示とした決定は妥当であるが、その他の部分を非開示とした決定は妥当でないので開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成22年 6月 2日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、一級建築士〇〇〇〇（以下「本件建築士」という。）の平成〇年〇月〇日付けの処分に関する名古屋市から国土交通省中部地方整備局（以下「中部地方整備局」という。）に送付された文書に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成22年 6月16日、実施機関は、本件開示請求に対して、請求された文書が異議申立人の個人情報ではなかったことを理由として、当該開示請求を却下する決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 上記 2の処分に対し、異議申立人から実施機関に対して異議申立てがなされたことから、平成23年 3月25日、実施機関は当該処分を取り消し、下記
(1)の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、下記
(2)の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
 - (1) 特定した保有個人情報
 - ア 〇〇邸設計図書に関する情報提供について（平成〇年〇月〇日付け〇住監察第〇号。以下「国交省宛報告書①」という。）
 - (ア) 〇〇邸における〇〇〇〇建築士の設計図書に係る調査について
 - (イ) 報告書（以下「報告書①」という。）
 - (ウ) 平成〇年〇月〇日付け「建築基準法第12条第 5項の規定に基づく報告書」（以下「報告書②」という。）
 - (エ) 平成〇年〇月〇日付け「建築基準法第12条第 5項の規定に基づく報告書 (2)」（以下「報告書③」という。）
 - (オ) 平成〇年〇月〇日付け「建築基準法第12条第 5項の規定に基づく報告書 (2)再」（以下「報告書④」という。）

- (カ) 平成〇年〇月〇日付け「建築基準法第12条第 5項の規定に基づく報告書 (2)再々」 (以下「報告書⑤」という。)
- イ 建築基準法第16条に基づく報告 (回答) 及び建築基準法第 9条の 3に準じた報告について (平成〇年〇月〇日付け〇住監察第〇号。以下「国交省宛報告書②」という。)
- (ア) 平成〇年〇月〇日付け「建築基準法第12条第 5項の規定に基づく報告書」及び経過報告書 (以下これらを「報告書⑥」という。)
- (イ) 平成〇年〇月〇日付け「建築基準法第12条第 5項の規定に基づく報告書」 (以下「報告書⑦」という。)
- (ウ) 平成〇年〇月〇日付け「建築基準法第12条第 5項の規定に基づく報告書」及び経過報告書 (以下これらを「報告書⑧」という。)
- (エ) 建築基準法第 6条第 1項の規定による確認済証 (平成〇年〇月〇日付け第〇-〇〇号)
- (オ) 今後の手続きのご案内
- (カ) 確認申請書 (建築物) 第一面から第五面まで及び図面等一式
- (キ) 丙第 1号証 (平成〇年〇月〇日付け構造計算書)
- (ク) 図面 (附近見取図 配置図始め13件)
- (ケ) 甲第 7号証 (平成〇年〇月〇日付け構造計算書)
- (コ) 丙第 9号証 (構造反論書)
- (カ) 甲第 2号証の 1 (〇〇設計士作成構造図面による柱脚) 及び平成12年 5月31日建設省告示第1456号 (鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件) の比較図
- (シ) 平成12年 6月 1日時点 構造耐力適用法令
- (ス) 平成12年 5月31日建設省告示第1456号 鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件
- (セ) 建築物の構造規定 - 建築基準法施行令第 3章の解説と運用 - 1997年版
- (ソ) 2007年版 建築物の構造関係技術基準解説書
- (タ) 丙第11号証 (設計・工事監理業務委託契約書)
- (チ) 丙第12号証 (請求書 (控))
- (ツ) 現場審査に関する通知書 (個人住宅)
- (テ) 甲第 4号証 (登記簿全部事項証明書 (建物))

(2) 非開示事由

ア 条例第20条第 1項第 3号に該当

- (ア) 報告書①から報告書⑧まで (以下これらを「本件報告書」という。)

は、国との協議により、実施機関が異議申立人以外の者に照会した文書及びそれに対する回答文書であり、開示することにより、当該異議申立人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるため。

(イ) 国交省宛報告書②には、異議申立人以外の者の住所及び氏名があり、開示することにより、当該異議申立人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるため。

(ウ) 報告書⑥及び報告書⑧に添付されている甲第 1号証の 2（立面図・配置図）、設計・工事監理業務委託契約書及び平面図（以下これらを「本件添付書類」という。）には、異議申立人以外の者が記載したメモ（以下「本件メモ」という。）及び異議申立人以外の者の印影があり、開示することにより、当該異議申立人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるため。

イ 条例第20条第 1項第 7号に該当

本件報告書には、実施機関及び国が違反建築物の指導及び取締り並びに建築士を処分するための調査内容が含まれており、これらを公にすることにより、今後の実施機関及び国における事務に支障を及ぼすものと認められるため。

4 平成24年 3月 8日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人の住居に対して、耐震強度不足及び完了検査が受けられないために実施機関より勧告を受けた事案であり、条例第20条第 1項第 3号及び第 7号により非開示とした文書等及び設計士への聞き取り等の内容について、開示すべきである。

- (2) 平成13年 4月頃、完了検査の申出を行った際、実施機関は違法建築物であることを既に認識していたにも関わらず、司法の判断を見るのみで行政としての動きがなかった。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件異議申立てに係る文書には、国との協議により、実施機関が異議申立人以外の者に照会した文書及びそれに対する回答文書が含まれているほか、異議申立人以外の者の住所及び氏名並びに本件メモ等が記載されている。これらを開示することにより、当該異議申立人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第20条第 1項第 3号に該当すると判断した。

なお、本件報告書に記載されている情報のうち、同号に該当しない部分については、当該部分のみを開示したとしても、異議申立人にとって有意な情報ではないと判断したため、非開示とした。

- 2 また、本件異議申立てに係る文書には、本市及び国が行う違反建築物の指導及び取締り並びに建築士の処分に係る調査内容が含まれている。これらを公にすることにより、今後の本市及び国の事務に支障を及ぼすものと認められるため、条例第20条第 1項第 7号に該当すると判断した。

第 5 審議会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

- (1) 本件報告書が、条例第20条第 1項第 7号に該当するか否か。
- (2) 本件報告書、国交省宛報告書②に記載されている本件建築士の住所及び報告者の氏名、本件メモ並びに本件添付書類に記載されている報告者の印影（以下これらを「本件個人情報」という。）が、条例第20条第 1項第 3号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 一級建築士の懲戒処分について

当審議会の調査によると、一級建築士の懲戒処分に関し、次の事実が認められる。

(1) 「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（技術的助言）」（平成18年5月11日付け国住指第541号。以下「技術的助言」という。）では、実施機関が建築関連法令の違法行為又は違法行為の疑義に関する情報を把握した場合には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第5項に基づく関係者に対する報告聴取等により違反事実の把握に努め、違反の可能性が高いと判断される場合（違反の事実を確認し、是正命令を発するに至っていない場合を含む。）は、中部地方整備局を通じて、建築士を指導監督する国土交通大臣に情報提供することを求めている。

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項は、一級建築士が同項各号に掲げる違法行為等を行った場合、国土交通大臣は、聴聞の手続きを経て、中央建築士審査会の同意を得た上で、当該一級建築士に対して、戒告、業務停止命令又は免許の取消しにより懲戒処分を行うことができると規定している。

また、同条第5項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第

6条の3は、国土交通大臣が一級建築士の懲戒処分を行った場合には、処分を受けた年月日、氏名、登録番号、処分の内容、処分の原因となった事実等を公告しなければならないと規定している。

4 本件建築士の懲戒処分に至る経緯について

- (1) 平成〇年〇月〇日、名古屋高等裁判所は、異議申立人が建築主である建築物（以下「本件建物」という。）に関する、異議申立人を原告、設計者である本件建築士等を被告とする請負代金請求損害賠償請求事件に関して、原告勝訴とする判決を言い渡した。
- (2) 平成〇年〇月〇日、名古屋市住宅都市局建築指導部監察課（以下「監察課」という。）は、技術的助言に基づき、国交省宛報告書①を中部地方整備局へ提出した。
- (3) 同年〇月〇日、監察課は、中部地方整備局の依頼を受けて、国交省宛報告書②を中部地方整備局へ提出した。
- (4) 同年〇月〇日、国土交通省は、本件建築士の懲戒処分を行い、同月〇日、本件建築士に対する懲戒処分の内容及び当該処分の原因となった事実を公表した。

5 本件保有個人情報について

- (1) 国交省宛報告書①は、平成〇年〇月〇日、監察課が、本件建物に関して、設計者である本件建築士に建築関連法令違反等の事実があるか否かを、技術的助言に基づき国土交通省へ情報提供するために提出した文書であり、報告書①から報告書⑤までが資料として添付されている。
- (2) 国交省宛報告書②は、同年〇月〇日、監察課が、本件建物に関して、本件建築士に建築関連法令違反等の事実があるか否かを、建築基準法第16条及び技術的助言に基づき、国土交通省へ提出した文書であり、報告書⑥から報告書⑧までが資料として添付されている。
- (3) 報告書①から報告書⑥まで及び報告書⑧は、監察課が本件建築士から提出を受けた建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書である。また、報告書⑦は、本件建築士の関係者（以下「本件関係者」という。）から提出を受けた建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書である。

これらの報告書には、表題、報告日、名宛人、報告者の住所、氏名及び印影、本文、本件建物の所在地、名称、用途、延べ床面積、確認済年月日、構造及び階数、設計者の住所、氏名、建築士番号、住所、印影及び電話番号、監察課の照会内容、報告者の回答内容、監察課の收受印、市の決裁欄等が記載されている。

また、本件添付書類には、報告書⑥及び報告書⑧の報告者である本件建築士の本件メモ及び印影が記載されている。

6 非開示事由該当性

(1) 条例第20条第 1項第 7号該当性

当審議会は、まず、本件報告書が、条例第20条第 1項第 7号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、本市の機関又は国等が行う事務の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示をすることにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件報告書は、技術的助言又は中部地方整備局からの依頼に基づき、実施機関が本件建築士及び本件関係者から提出を受けた建築基準法第12条第 5項の規定に基づく報告書であることから、本市及び国等の機関が行う事務に関する情報に該当することは明らかである。

ウ 次に、本件報告書を開示すると、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

(ア) 実施機関は、本市が建築関係法令に関する違反調査を行うにあたって正確な情報を得るためには、違反関係者に対する質問の回答や書類の提出などの限られた手段の中で真実が報告される必要があるが、本件報告書が開示されると、今後の他の案件においても報告書の開示が前提となり、報告者にとって不利な回答が控えられるなど、正確な事実の把握が困難になり、ひいては事務が長期化したり、処分ができなくなるなど、今後の行政運営に支障をきたすおそれがあると主張している。

しかし、建築基準法第12条第 5項の規定に基づく報告を求められた場合、この求めに対する報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、罰金に処せられることが、建築基準法第 102条第 4号により規定されている。

(イ) また、実施機関は、本件報告書が開示されると、本市が建築関係法令に関する違反調査を行うにあたっての調査内容が、事前に明らかになると主張している。

しかし、本件報告書は、本件建物に関して本件建築士に違反行為があったか否かを調査するために実施機関が取得した文書であり、本件報告書に記載されている調査内容は個別性の大きいものであることから、これらを開示したとしても、本市の違反建築物に対する是正指導の傾向、ノウハウ等の調査手法が明らかになるものとは認められない。

(ウ) なお、本件建築士については、平成〇年〇月〇日付けで国土交通大臣が 8月の業務の停止を命じており、本件開示請求の時点では、本件建築士に対する懲戒処分に係る調査は既に終了している。

(エ) したがって、本件報告書を開示したとしても、違法建築物の関係者に対する国土交通大臣による懲戒処分及び実施機関における今後の同種の調査の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

エ 以上のことから、本件報告書は、条例第20条第 1項第 7号に該当するとは認められない。

(2) 条例第20条第 1項第 3号該当性

次に、当審議会は、本件個人情報、条例第20条第 1項第 3号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、開示請求者以外の者（以下「他者」という。）の個人に関する情報であって、開示することにより、当該他者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該他者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

イ まず、本件個人情報、他者の個人に関する情報であるか否かについて検討する。

(ア) 上記 3 (2)で述べたとおり、一級建築士の懲戒処分は、建築士法第10条第 1項の規定に基づき、国土交通大臣が、戒告、業務停止命令又は免許の取消しを行うものである。

(イ) 当該懲戒処分の本質は個人に対して科される制裁として捉えられるべきものであって、特定の一級建築士に対する懲戒処分に関する情報は、当該一級建築士の事業との関連性を有することがあり得るとしても、個人としての当該一級建築士の名誉や人格に重大なかわりを持つ情報としての性格が強いものと認められる。

(ウ) 他方、条例第20条第1項第4号が法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する一定の情報を非開示情報と定めたのは、生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報等、開示することによって、当該法人等に明らかに不利益になると認められる事業に関する情報については、法人等の事業活動の自由を保障する趣旨から保護するためである。

そして、条例が、事業を営む個人の当該事業に関する情報については同項第3号を適用せず、同項第4号により判断することと定めた趣旨は、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法人等の事業活動に関する情報と同様の性格を有することから、当該事業活動の自由の観点からの基準によることが適当とされたものと解される。

(エ) このことからすると、個人に対する制裁として科されたものであって、当該個人の名誉や人格に直接かわる懲戒処分に関する情報については、懲戒処分に付された理由が事業を営む個人の業務上の行為に起因するものであるかどうかに関わらず、同項第3号の規定に基づき非開示情報に該当するかどうかの判断をするべきである。

(オ) 以上のことから、本件個人情報、本件建築士の懲戒処分に関する情報が本件建築士の氏名等の個人を識別できる情報を含む形で記載されていることから、全体として本件建築士個人に関する情報であり、異議申立人以外の個人に関する情報であることから、他者の個人情報に該当する。

ウ 次に、本件個人情報を開示すると、本件建築士の正当な権利利益を侵害するおそれがあるか否かを検討する。

(ア) 実施機関は、本件個人情報には、有意ではない情報が含まれており、当該部分のみを部分的に開示したとしても、本件開示請求の趣旨が損なわれるため、条例第20条第1項各号に該当しない部分についても非開示とした旨の主張をしている。

しかし、条例第20条第 2項は、開示請求のあった保有個人情報に、本条第 1項各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合であっても、全体を非開示にするのではなく、できるだけ開示をすべきであるという観点から、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる場合には、非開示情報に該当しない部分は開示をすることを定めたものである。

そこで、本件個人情報について、個別具体的に条例第20条第 1項第 3号の該当性について判断する。

(イ) 監察課の照会内容、報告者の報告日及び回答内容並びに本件メモについて

- a 監察課の照会内容、報告者の回答内容及び本件メモには、本件建築士の具体的な行状及び主観的な申立て内容のほか、本件建築士の家庭状況、本件建物の建築に関する関係者の言動及び状況等、本件建築士の懲戒処分の基礎となる内容が記載されており、これらの情報は、本件建築士の社会的信用、名誉等に関係する情報であると認められる。
- b しかし、報告者の報告日については、報告者が当該報告書をいつ作成し、実施機関に提出したかという事実が明らかになるに過ぎず、本件建築士の懲戒処分の基礎となる内容であるとは認められない。
- c したがって、監察課の照会内容、報告者の回答内容及び本件メモについては、これらを開示することにより、本件建築士の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるが、報告者の報告日については、これを開示しても、本件建築士の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとは認められない。

(ウ) 報告者の氏名、住所及び印影について

- a 報告者の氏名、住所及び印影は、建築基準法第12条第 5項の規定に基づく報告書を提出した者を特定することができる情報である。

この点、本件建築士の懲戒処分に関して、監察課が誰に対して報告を求めたかという情報は、報告者の回答内容と同様に、本件建築士の懲戒処分の基礎となる情報であり、上記 (イ) aで述べたとおり、本件建築士の社会的信用、名誉等に関係する情報であると認められる。

- b しかし、報告書①から報告書⑥まで及び報告書⑧の報告者が本件建築士であることは、国交省宛報告書①及び国交省宛報告書②に記載されており、当該部分は本件処分により既に異議申立人に開示されていることから、本件建築士が、建築基準法第12条第5項の規定による報告書を実施機関に提出していることは、異議申立人が当然に了知している情報である。
- c したがって、報告者のうち報告書⑦に記載されている本件関係者の氏名、住所及び印影については、これらを開示することにより、本件建築士の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるが、報告者のうち本件建築士の氏名については、これを開示しても、本件建築士の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとは認められない。
- d 次に、報告者のうち本件建築士の住所及び印影を開示すると、本件建築士の正当な権利利益を侵害するか否かを判断する。
- (a) 建築士法第6条第2項は、一級建築士名簿を一般の閲覧に供しなければならないと規定している。そして、建築士法施行規則第3条によると、当該名簿には、一級建築士の登録番号、氏名、生年月日、性別、処分履歴等が閲覧項目として掲載されているが、一級建築士の住所及び印影は掲載されていない。
- (b) また、建築士法第23条の9並びに建築士法施行規則第19条第2号及び第20条の4は、都道府県知事は、建築士法第23条第1項の規定により登録された建築士事務所に属する一級建築士の氏名、登録番号等が掲載された建築士事務所の登録簿を一般の閲覧に供しなければならないと規定しているが、一級建築士の住所及び印影については、同様の規定はない。
- (c) さらに、上記3(2)で述べたとおり、一級建築士が建築士法第10条第1項の規定により懲戒処分を受けた場合には、一級建築士の氏名、登録番号等が公告されるが、一級建築士の住所及び印影は公にされていない。
- (d) したがって、報告者のうち本件建築士の住所及び印影について

は、異議申立人が当然に了知している情報とは認められないことから、これらを開示することにより、本件建築士の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

(エ) 設計者の氏名、建築士番号、住所、印影及び電話番号について

a 本件建物の建築主は異議申立人であることから、本件建物の設計者が本件建築士であることは、異議申立人が当然に了知している情報である。また、本件建築士の氏名及び建築士番号は、異議申立人が本市に提出した建築確認申請書類に記載されている情報であることから、異議申立人が当然に了知している情報である。

b 上記 (ウ) dで述べたとおり、一級建築士名簿及び建築士事務所の登録簿に掲載されている情報並びに一級建築士が懲戒処分を受けた場合に公告される内容には、一級建築士の登録番号、氏名、生年月日等が含まれる。

しかし、一級建築士の住所、印影及び電話番号については閲覧等により一般に公にされる情報ではないことから、設計者の住所、印影及び電話番号については、異議申立人が当然に了知している情報とは認められない。

c したがって、設計者の住所、印影及び電話番号については、これらを開示することにより、本件建築士の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるが、設計者の氏名及び建築士番号については、これらを開示しても、本件建築士の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとは認められない。

(オ) 本件建物に関する情報について

a 本件建物の所在地、名称、用途、延べ床面積、確認済年月日、構造及び階数は、異議申立人が建築主である本件建物に関する情報であることから、異議申立人が当然に了知している情報である。

b したがって、これらの情報を開示したとしても、本件建築士の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとは認められない。

(カ) その他の情報について

a 本件個人情報のうち、上記 (イ) から (オ) までで検討した部分以外

で実施機関が非開示とした情報は、報告書の表題、報告書の名宛人、監察課の收受印、市の決裁欄である。

b これらは、本件報告書に記載されている情報ではあるものの、本件建築士及び本件関係者に関する情報ではないことから、特定の個人が識別されるものではない。

c したがって、これらを開示したとしても、本件建築士の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとは認められない。

エ 以上のことから、本件個人情報のうち、別表に掲げる「非開示とすべき情報」の部分は、条例第20条第1項第3号に該当すると認められるが、その他の部分は、同号に該当するとは認められない。

7 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 3月16日	諮問書の受理
3月21日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月20日	実施機関の弁明意見書を受理
4月24日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成25年 5月24日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するよう再度通知
7月19日 (第180回審議会)	調査審議
8月23日 (第181回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
10月18日 (第183回審議会)	調査審議
平成26年 1月17日 (第186回審議会)	調査審議

2月14日 (第187回審議会)	調査審議
6月20日 (第191回審議会)	調査審議
7月 7日	答申

別表

	非開示とすべき情報	
報告書①	調査欄3から5まで	
	表の下 注意書き	
	報告者の印影	
報告書②	1ページ目	報告者の住所及び印影
		設計者の住所、印影及び電話番号
		報告内容の欄
	2ページ目から3ページ目	すべて
報告書③	1ページ目	報告者の住所及び印影
		設計者の住所及び印影
		報告内容の欄
	2ページ目から4ページ目	すべて
報告書④	1ページ目	報告者の住所及び印影
		設計者の住所、印影及び電話番号
		報告内容の欄
	2ページ目から5ページ目	すべて
報告書⑤	1ページ目	報告者の住所及び印影
		設計者の住所及び印影
		報告内容の欄
	2ページ目から5ページ目	すべて
国交省宛報告書②	1ページ目	建築士の住所
	2ページ目	報告者の氏名のうち本件建築士を除く部分
報告書⑥	1ページ目	報告者の住所及び印影
		報告内容の欄
	2ページ目から3ページ目	すべて
報告書⑥の添付文書	経過報告書	すべて
	立面図・配置図（甲 1の2）、設計・工事監理業務委託契約書及び平面図	本件建築士が書き込みした部分
報告書⑦	1ページ目	報告者の氏名、住所及び印影
		報告内容の欄

	2ページ目から5ページ目	すべて
報告書⑧	1ページ目	報告者の住所及び印影
		設計者の住所及び印影
		報告内容の欄
	2ページ目から7ページ目	すべて
報告書⑧の添付 文書	経過報告書	すべて
	立面図・配置図（甲 1の 2）、設計・工事監理業務 委託契約書及び平面図	本件建築士が書き込みした部 分
		本件建築士の印影